



府中市子ども家庭部保育支援課発行 2025.8 No.102

■ベビーシッター利用支援事業について

対象となる方^{かた}

- 府中市民で次の①又は②のいずれかに該当し、保育支援課窓口でベビーシッター利用支援事業の説明を受けた方^{かた}
- ①保育所等の0～5歳児クラスに入所申込みをし、保育認定を受けて利用不可となった保護者（以下「待機児童の保護者」といいます。）
- ②保育所等の0歳児クラスに入所申込みをせず、1年間の育児休業を満了した後、復職する保護者（復職日以降、利用できます。以下「育児休業満了者」といいます。）

事業の内容について

- お子さんが保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者（以下「認定事業者」といいます。）を1時間150円（税込）で利用できる事業です。
- ◎助成対象は、保育料のみです。
- ◎入会金、ベビーシッターの交通費、キャンセル料、保険料等が別途発生する場合がありますが、それらは対象外です。

利用可能時間

- 月曜日から土曜日までの午前7時から午後10時までのうち、
【保育短時間認定の方^{かた}】・・・1日8時間までかつ月160時間まで
【保育標準時間認定の方^{かた}】・・・1日11時間までかつ月220時間まで
◎日曜日、祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、利用できません。）



提供されるサービス

- 対象となるお子さんの自宅で行う保育のみです。
- ◎兄弟姉妹の保育や送迎、家事等のサービスは含みません。
- ◎保護者の体調不良の日を含む休暇の日や、産休・育休中の場合は利用できません。
- ◎お子さんの発熱時（37.5度以上）や、体調不良等の場合は利用できません。



ベビーシッター利用支援事業についてお知らせいたします。

この事業は、東京都が待機児童対策として、「お子さんが保育所等に入所できるまでの間、保育所等の代わりとして、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料の一部を補助するというものです。

利用案内と利用約款の内容を十分ご確認の上、ご利用をご検討ください。

■申請からご利用までの流れ

1. 保育支援課窓口にて「対象者確認書」の申請手続きを行ってください。

- ベビーシッター利用支援事業の対象となる方^{かた}（左記の①又は②のいずれかに該当する方^{かた}）が、この事業の利用を希望する場合、保育支援課窓口にて「対象者確認書」の申請を行います。
- ①待機児童の保護者
保育支援課窓口にて、「ベビーシッター利用支援事業対象者確認書交付申請書」を提出し、「対象者確認書」の交付を受けます。
- ②育児休業満了者
保育支援課窓口にて、育児休業期間が記載された「就労証明書」を提出し、「対象者確認書」の交付を受けます。
- ※ 「対象者確認書」は、申請後、少しお待ちいただくとその場で発行ができます。

2. 対象者本人が認定事業者（＊）に電話で問合せを行ってください。

- 対象者本人が、東京都のホームページに掲載されている認定事業者一覧の中にある事業者にて「東京都ベビーシッター利用支援事業を使いたい」旨を伝えて、直接事業者と利用契約を結びます。
- なお、その際には、「対象者確認書」の提示が必要となります。
- ※ 認定事業者一覧は裏面にあります（事業者は随時更新されます。）。

3. 契約成立後、対象者本人が保育支援課に契約書をご持参ください。

- 対象者本人が、初回利用予定日の10日前（市役所閉庁日は含まない。）までに保育支援課に契約書をご持参ください。
- 窓口での「アカウント発行申請書」に記入して提出し、専用システムの「アカウント発行」の申請手続きを行います。

★ 手続完了です！利用の準備が整いました ★

- 利用の際に、システムから発行された助成券コード（番号）をベビーシッター従事者にお伝えください。
- 利用者には、利用者の負担額のみ請求があります。

「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」
(子ども家庭庁公表を参考にして)

1. まずは情報収集をしましょう。

事業者選びは利用者ご本人が行います。問合せ時の対応や、ホームページなどを活用しましょう。なお、マッチングサービスはベビーシッター利用支援事業においては事業の対象外です。

2. 事前に面接を行いましょう。

事前にベビーシッターとの面接を希望し、面会して信頼と安心を得てから利用を開始しましょう。



3. 事業者名、氏名、住所及び連絡先の確認をしましょう。

一般的に、ベビーシッターは、所属事業者が発行した身分証明書を携帯してお宅に伺います。



4. 保育の場所の確認をしましょう。

ベビーシッター利用支援事業では、保育の場所は自宅限定です。

5. 資格や研修受講状況の確認をしましょう。

ベビーシッター利用支援事業に従事するベビーシッターは、原則として、東京都が指定する研修を終了し、「指定研修修了者証」を携帯してご自宅に伺います。

6. 保険の確認を行いましょう。

万が一に備えて、契約時には、保険の内容も確認しましょう。

7. 預けている間のチェックはどのようにしますか？

保育中に連絡を取り合うことは、ベビーシッターがお子さまから目を離すことにつながり、かえって危険です。連絡方法は、事前に双方で確認しておきましょう。



8. 緊急時における対応はどのようにしますか？

複数の連絡先に優先順位をつけて、迅速な対応ができる情報共有をしましょう。

9. 保育終了後に子どもの様子の確認をしましょう。

ベビーシッター利用支援事業に従事するベビーシッターは、お預かりしていた間のお子さんの様子を記録しています。

10. 不満や疑問は率直に伝えましょう。

ベビーシッターに対する不満や疑問が生じた場合には、ベビーシッター事業者に相談しましょう。また、そこで解決しない場合は、東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課(電話03-5320-4131)にお問合せください。

■ベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)認定事業者一覧

事業者名	電話番号
サンフラワー・A 株式会社	03-5914-1531
株式会社 小学館アカデミー(ベビーシッターのHAS)	0120-834-988
株式会社 明日香	03-6912-2125
mormor 株式会社 (モルモル)	03-6276-2149
有限会社 クルードロワ (CoMaMoRi)	03-6908-1869
ハニークローバー 株式会社	050-5434-3429
株式会社 ジャパンベビーシッターサービス	03-3423-1251
株式会社 ミラクス(miraxs シッター) (*旧:HITOWAキャリアサポート 株式会社 (わらべうた))	0120-415-306
株式会社 ポピンズファミリーケア(*旧:株式会社ポピンズ)	0120-27-2100
株式会社 ポピンズシッター(*旧:スマートシッター株式会社)	0120-795-501
株式会社 キッズライン * マッチングサービスは、本事業の対象外です。本事業のご利用には、マッチングサービスとは別に、契約を締結する必要があります。詳細は、リンク先HPを必ずご確認ください。	050-3134-3538
ル・アンジェ 株式会社	03-3477-1287
コンビスマイル 株式会社	0120-67-3177
株式会社 アルファコーポレーション	0120-086-720
eソリューションサービス株式会社(eキッズ訪問保育)	03-6384-2440
HugPocket 株式会社	03-6821-0235

ベビーシッター利用支援事業(東京都のホームページ)から抜粋



保育コンシェルジュが、保育サービスの情報提供をしています。
お気軽にご相談ください。

相談日時:月曜日～金曜日(土日祝日を除く。)午前9時～正午、午後1時～午後4時
場所:府中市役所おもや3階保育支援課 電話 042(335)4172
(注)不在の場合や、他の方の対応等でお待ちいただく場合があります。